



2022年5月9日

各位

会社名 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 一将
(コード番号: 3132、東証プライム)
問合せ先 取締役 佐野 繁行
(TEL 045-470-8980)

定款の一部変更に関するお知らせについて

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第7回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 商号の変更

変更案第1条は、当社グループブランドの統一を目的とした商号の変更となります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めると共に、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ② 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社と称し、英文では、MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>マクニカホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>MACNICA HOLDINGS, INC.</u> と表示する。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報	(削除)

<p>を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第1条(商号)の変更は、2022年8月1日(以下「効力発生日」という)から実施する。なお、本附則第1条は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p> <p><u>第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 2022年6月23日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | |
| ①第1条 | 2022年8月1日(予定) |
| ②第16条 | 2022年9月1日(予定) |

以上